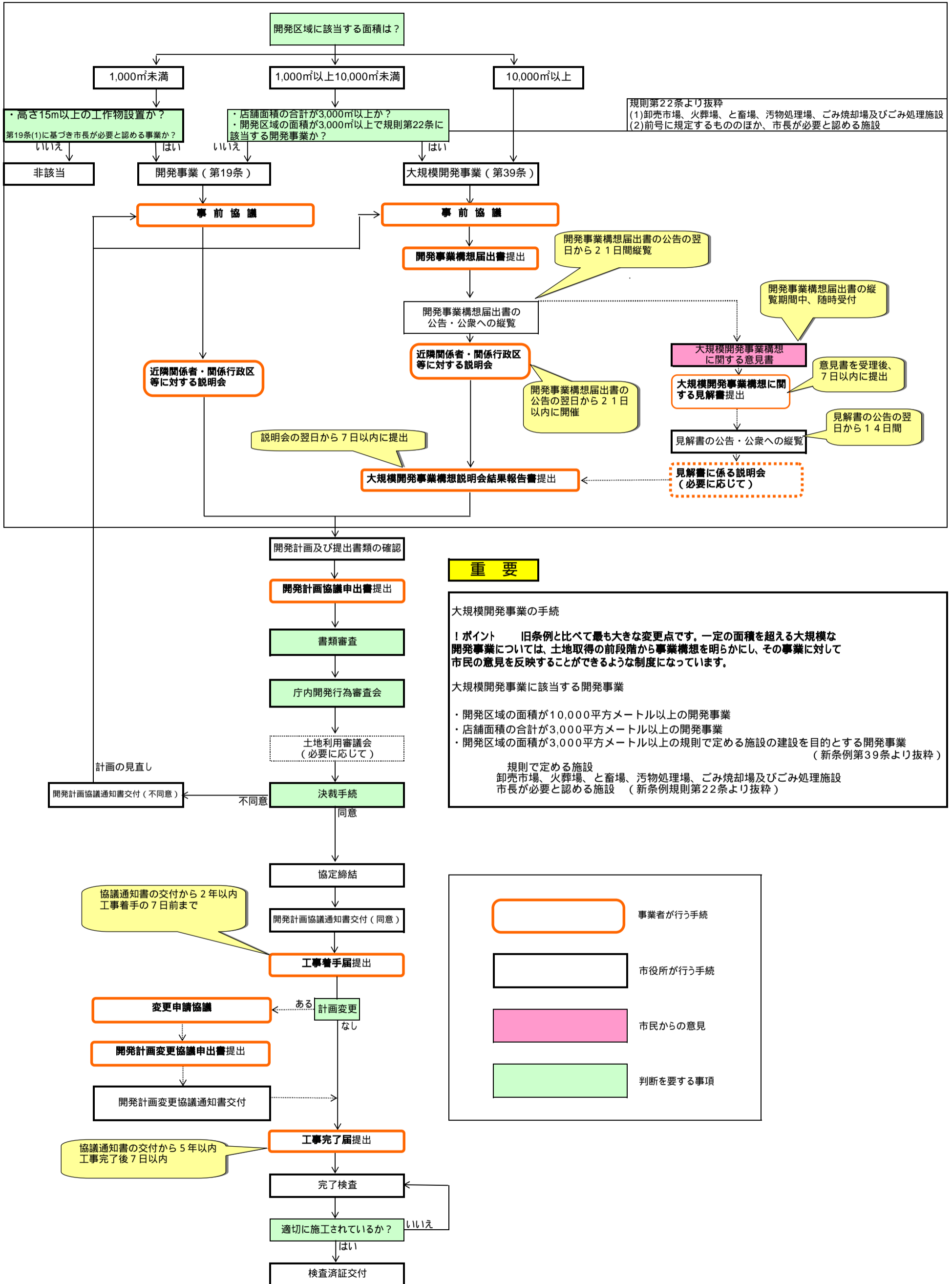


北杜市まちづくり条例に基づく開発事業の手続のフロー



重要

大規模開発事業の手続

！ポイント 旧条例と比べて最も大きな変更点です。一定の面積を超える大規模な開発事業については、土地取得の前段階から事業構想を明らかにし、その事業に対して市民の意見を反映することができるような制度になっています。

大規模開発事業に該当する開発事業

- ・ 開発区域の面積が10,000平方メートル以上の開発事業
- ・ 店舗面積の合計が3,000平方メートル以上の開発事業
- ・ 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の規則で定める施設の建設を目的とする開発事業 (新条例第39条より抜粋)

規則で定める施設
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場及びごみ処理施設
市長が必要と認める施設 (新条例規則第22条より抜粋)

